

事務局ニュース NO.14-08 2015. 4. 9 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル3F

TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakoudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

①ようこそ、学童保育へ！

②市町村へ国の動きを届け、**6月以降の議会で
施策化・予算化をはたらきかけましょう！**

③国の新しい「実施要綱」と「運営指針」、
「県ガイドライン」をしっかりと学習しましょう！



新学期が始まり、ピカピカの1年生と、お父さん・お母さんが学童保育に入ってきました。また、この4月から指導員になられた方もいらっしゃるでしょう。

ようこそ、学童保育（放課後児童クラブ）へ！

埼玉県学童保育連絡協議会（県連協）は、学童保育に関する県内各地と全国の情報が集まる場です。県連協は、地域に役立つ情報や資料を、随時、この『事務局ニュース』やホームページなどでお届けします。県連協までアドレス登録いただければ随時、メールにて情報発信も致します。

また、県連協へのご質問・ご意見があれば、いつでもお寄せ下さい。よろしくお願いいたします。

さて、この4月から学童保育のことも含めた「子ども・子育て支援新制度」（「新制度」と称します）という仕組みがスタートしました。4月に向けて市町村は、①対象学年を6年生まで引き上げる ②指導員や施設等の基準を、国の省令を元に条例で定める ③学童保育の増設の目標数値や改善方向を記した5カ年毎の「子ども・子育て支援事業計画」を策定する等の準備を進めてきました。また、指導員は、都道府県が実施する研修を履修して（2015年度から5カ年間の間に）「放課後児童支援員」という有資格者となることも新しいできごとです。

県連協は、「新制度」が学童保育の改善につながるように県へ働きかけ、地域連絡協議会（学童保育の会）・クラブと市町村行政を支援していきます。

県連協からお知らせ・お願い (〇)

* 市町村へ国の予算等の動きを知らせ、新規施策の導入と予算化のはたらきかけを

(1) 「新制度」における申請の仕方をしっかり身につけましょう

前回の『事務局ニュース』で2015年度の国と埼玉県の予算案を紹介しました。それらを正確につかんで、市町村へのはたらきかけを進める必要があります。

1. 市町村から県を経由して国へ申請する流れ→市町村から直接、国へ申請する流れになりました

昨年までは県が予算化していないと申請もできず、県を通して申請していましたが、変わりました。

必要とする事業について県の意志に関わらず市町村から国に申請できるようになりました。負担率、国：1/3、県：1/3、市町村：1/3は変わりません（政令市のさいたま市と中核市の川越市は、去年まで市の持ち出し2/3が半減しました）。

もちろん実際には、市町村は、県がどれだけ負担するかを確認しながら進めることになると思いますので、県に対してのはたらきかけは、県連協として行います。

2. 指導員の処遇改善の施策の名称が変わり、初めて「常勤」指導員の加算補助をつくりました

昨年度、「新制度」の前倒しとして「保育緊急確保事業～開所時間延長支援事業」という名称で、指導員の処遇改善のみに活用できる、1クラブ最高額156万円の施策がスタートしました。

それが、以下のように内容が変わりました。

- ①「放課後児童支援員等処遇改善等事業」と名称を変更。
- ②単価は、「非常勤」職員配置で153.9万、「常勤」配置で283.1万。国は常勤の年収400万円の給与モデルとしてつくったと説明しています。
- ③「放課後児童クラブ運営指針」(※後述)に明記した職務内容で、「非常勤」と「常勤」を分類18:30を超えて開設する約9千ヶ所の内、約5,900ヶ所が対象と想定できます。

3. 交付申請のスケジュール 5月：「事前協議書」提出、6月：事前協議書への国の「内示」

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」も含めた運営費の申請のスケジュールは以下の通りです。

- 5月中旬：国から「交付要綱」「実施要綱」が発出される。市町村は「事前協議書」(※当該補助・交付金を獲得する意志を示すための書類)を提出
- 6月中旬：事前協議に係る国からの「内示」(※国から補助・交付金について仮決定)
- 7月中旬：(正式な)「交付申請書」の提出 ●8月：(正式な)交付決定

(2) 当所予算には間に合わず。6月補正のためには4月中にはたらきかけを

国の予算案の策定がおくれたこともあり、この度の国の施策・単価改定を、県も市町村も当初予算に計上できていません。6月以降の議会で補正予算等の形で実施させる必要があります。

6月市議会での補正予算に組み込んでもらうには、4月中には担当課に話をしっかり持っていかないとダメです。昨年同様、国では追加の募集もある可能性も高いので、6月でダメだと9月議会以降にチャレンジすることになります。

当然、県の予算化の見込みが明確になっていることが、大きな応援になります。

また、「お金がない」という市町村を動かすには、「地方消費税の配分によって自治体の財源はあるはず」ということを、主張できるようにしておかないといけません。

*県連協としては、県に対して国の新施策や単価増等を実現させるべくはたらきかけていきます。

*地域連絡協議会(学童保育の会)・クラブでは、市町村に対してはたらきかけましょう。

(3) 新しい「実施要綱」、「運営指針」等をしっかり学習しましょう

2015年度の予算と関わって「実施要綱」が大きく変わっています（※後述）、特に、「放課後児童支援員等处遇改善等事業」は常勤配置283.1万円の内容が加えられています。

これらを市町村の施策・予算として実現するためには、地域連絡協議会（学童保育の会）・クラブ、指導員会などでの学習することが重要です。

また、学童保育の保育・指導（「育成支援」と称する）内容に役立てるものとして作り直された「放課後児童クラブ運営指針」が発出されました。さらに、新たな「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」（※後述）もできました。それらも含めて学習を進めましょう。県連協としても支援していきます。

■ 県連協からの報告（^_^）v

1. 埼玉県の動き 3月の課長会議で県単価示されず／新「県ガイドライン」を発出

(1) 「市町村児童福祉主管課長会議」を開催 単価改定等は示されず（3月25日）

県は、標記会議を開催しました。毎年、新年度予算等について県から市町村へ情報提供を行う趣旨から開催されるものです。

例年ではこの会議に、国の単価改定と県単独補助も加えた「補助金の概要」を示していますが、今回は提示されませんでした。国の単価改訂の幅が大きいことや国の説明に不明な点が多いこと等から、県としての方向性（県の単独補助も含めた県補助単価の明示等）を示せていないようです。県は、毎年5月に開催している、市町村の学童保育の担当者を集めた「放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点等担当者説明会」には示したいとしています。

(2) 「埼玉県子育て応援行動計画」が策定されました（3月30日）

来年度を起点とした5ヶ年計画「新たな埼玉県子育て応援行動計画」が、12月のパブリックコメント（意見公募）を歴て、2月の定例県議会にて確認され、3月末、公開されました。学童保育の部分は、パブリックコメントに掛けられた内容と変化はありません。

県のHPにて閲覧できます。

(3) 「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」が発出されました（4月2日）

県は、現在の「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を継承するものとして、「ガイドライン」策定を進めてきました。4月2日付けで、国の「放課後児童クラブ運営指針」（※次の項目参照）と併せて、少子政策課長通知の形で市町村へ発出されました（※別紙7付リ）。

2. 国の動き 交付金「実施要綱」示される／「放課後児童クラブ運営指針」発出

(1) 厚生労働省 「全国児童福祉主管課長会議」を開催（3月17日）

厚生労働省は、標記会議を開催しました。

学童保育に関わる報告の柱は、「1. 放課後子ども総合プランの推進について」、「2. 放課後児童クラブの基準関係について」、「3. 放課後児童クラブ運営指針（案）について」、「4. 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要」。

2については、「①都道府県認定資格研修の実施」を進めること、「②事業開始の事前届け出制の導入」として、市町村（公立公営）以外の者が放課後児童健全育成事業（学童保育）を行う場合、市町

村に届け出を行うこと（既存の事業所（クラブ）は6月末までに）と記載されています。

4については、特に新規事業について説明しています。「①ソフト面（運営費）」として、「放課後児童クラブ運営支援事業」、「放課後児童クラブ送迎支援事業」、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」

「②ハード面（整備費）について」として、「単独施設の創設費」（旧単価2,355.6万円→新単価2,442.7万円）に加えて「放課後児童クラブと放課後子ども教室が一体的に実施されるクラブ」に4,885.9万円を計上しています。

資料として、「放課後児童健全育成事業等の実施要綱」等が添付されています（※別紙⑩）。

前回の『事務局ニュース』に添付した、「2015年度 国の学童保育予算（案）の単位」の表を、国の説明の修正をふまえて改訂したものを添付しました（※別紙⑪）。

（2）厚生労働省 認定資格研修の「シラバス」、現任研修の体系（案）を示す

3月24日、「第9回放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」（最終回）が開催されました。①都道府県が実施する認定資格研修の詳しい内容（シラバス） ②現任研修の体系（案）を確認しました。

（3）厚生労働省 「放課後児童クラブ運営指針」を発売（3月31日）

3月30日、社会保障審議会児童部会内の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が開かれ、「放課後児童クラブ運営指針（案）」を確認しました。翌31日付けで、厚生労働省から各地方自治体に「運営指針」が局長通知の形で発出されました。同「運営指針」は、「パブリックコメント」（意見公募）をふまえた修正が加えられています。厚生労働省のHPにて閲覧できます。

* 今後の県連協の予定

（1）第4回代表委員会のお知らせ

2015年度県連協総会議案書を討議

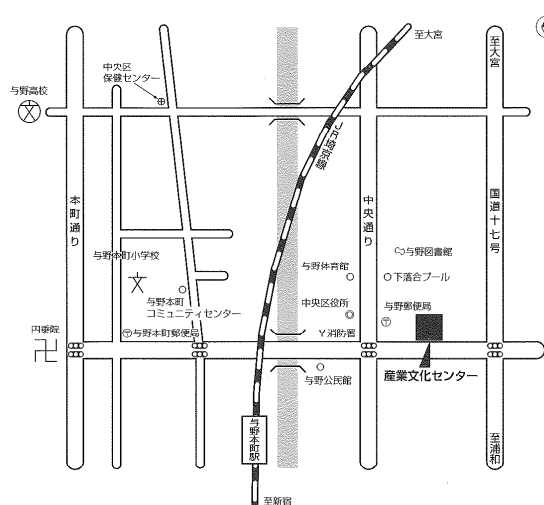
□日時：4月18日（土）18:00開場、18:15開会

□会場：さいたま市産業文化センター302

【県連協から報告】①「子ども・子育て支援新制度」の動き ②来年度の国と県予算

【各地から報告】「新制度」についての市町村の動きと地域連協・クラブのとりくみ

【議題・交流】①2015年度の県連協総会議案書の提案・審議 ②「新制度」への今後のとりくみ ③その他



（2）第43回県連協総会 5月30日（土）17時30分開場 於：埼玉教育会館（※別紙⑫）

①すべての学童保育からご出席をお願いします。 ②市町村長に祝電をお願いして下さい。こちらから案内は送ってあります。 ③地域連協（学童保育の会）のある地域へ 運営委員の選出について討議して下さい。

（3）第43回県学童保育研究集会にたくさんご参加下さい！

5月31日（日） 於：国立女性教育会館（嵐山町）

（※別紙A3版ミトチラシ）

